

仕 様 書

大阪市会事務局

本仕様書は、大阪市会事務局（以下、「本市」という。）が依頼する次の事業について適用する。

1 事業

記名投票用札の名入れ業務

2 品名・数量

- (1) 記名投票用札 白 2枚×3セット（議員A×2、議員B×2、議員C×2）
- (2) 記名投票用札 青 2枚×3セット（議員A×2、議員B×2、議員C×2）

計 12 枚

3 品質・形状等

本市が用意したアクリル樹脂製（無地）のプレート（白6枚・青6枚の計12枚）の片面に氏名を刻印する。なお、刻印については見本品を参考とし、同様なフォントとすること。

4 納入場所

市会事務局

5 工程及び期限

- (1) 事前確認 品質、形状について確認し、本市から無地のプレート（白6枚、青6枚）を受け取る。
- (2) 氏名の指示 7月24日（木）に、刻印する議員三人分の氏名を本市より指示する。
- (3) 事前確認 7月31日（木）正午までに刻印予定の文字を提示いただき、本市から修正等の指示を行う。
- (4) 納品 8月21日（木）午後3時までに納品する。

6 特記事項

- (1) 納入の際は大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。
(別紙特記仕様書添付)
- (2) 職員から違法又は不適正な要求を受けたときは市会事務局総務担当に報告すること。
(別紙特記仕様書添付)
- (3) 本仕様書に疑義があるときは、本市担当者によく問い質し、その指示に従うこと。
- (4) その他、本仕様書に疑義が生じた場合は、本市の解釈とする。

7 その他

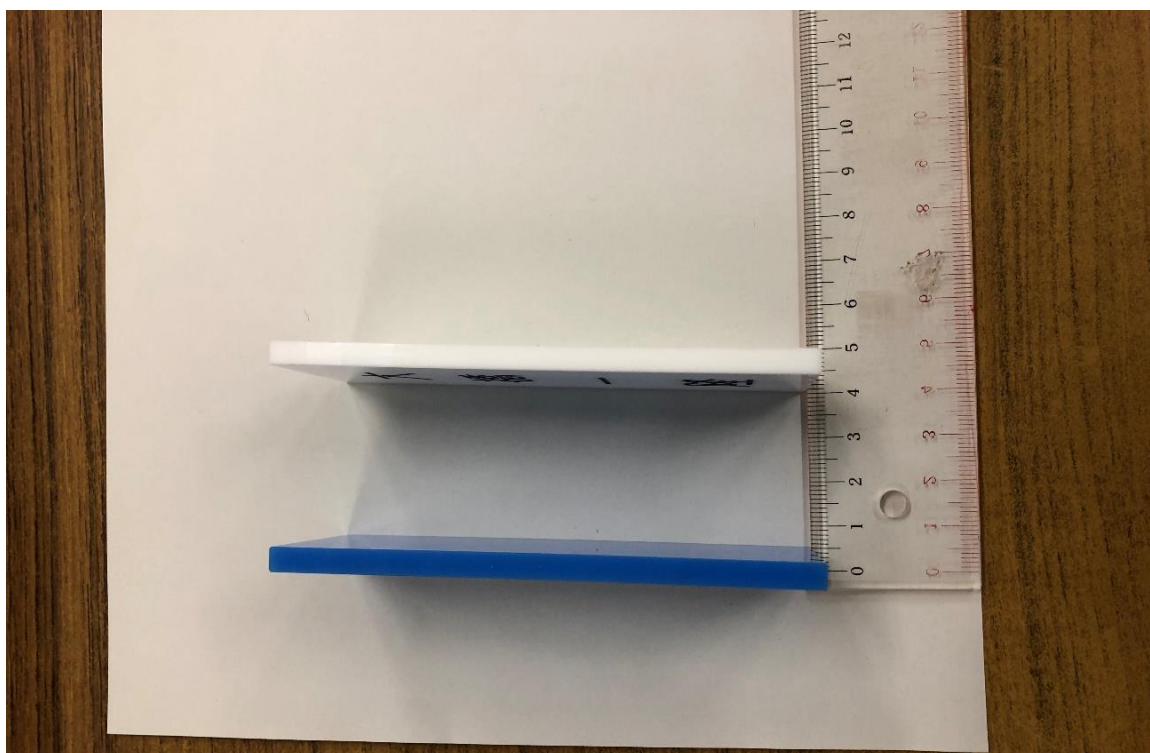
担当者（又は問い合わせ先）

大阪市会事務局議事担当 担当者 山崎、高田

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 TEL 06(6208)-8685 FAX 06(6202)-0508







グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

公正な業務執行に関する特記仕様書（委託関係）

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約にかかる業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（市会事務局総務担当）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（市会事務局総務担当）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06-6208-8671）に報告しなければならない。